

3月定例議会

(その他の補正予算)

平成19年3月定例議会は、3月6日に開会し、平成19年度一般会計予算など町長提出議案26件を原案どおり可決、議員提出議案(伊奈町議会委員会条例の一部改正)1件を可決し、3月23日閉会しました。

■主な町長提出議案

- 平成18年度伊奈町一般会計補正予算(第4号)「既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,265万9千円を減額し、予算総額を102億8,616万円とするものです。
- 伊奈町情報公開条例及び伊奈町個人情報保護条例の一部を改正する条例「町の公の施設を指定管理者が管理することに伴い、必要な改正をするものです。
- 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例「平成19年度から各町立中学校に、さわやか相談員を配置することに伴い、その報酬額を定めるものです。
- 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例「国家公務員の給与と改定に準じ、職員の給与を改定するため、改正をするものです。
- 伊奈町手数料条例の一部を改正する条例「都市計画法に基づく開発許可権限等の事務移譲を受けるにあたり、手数料を定めるものです。
- 伊奈町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する

条例「伊奈町立学校給食センター運営委員会の組織の見直しをするため、改正をするものです。

●伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例「健康保険法(大正11年法律第70号)の改正に伴い、入院時生活療養標準負担額の2分の1を助成するものです。

●伊奈町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例「都市計画法に基づく開発許可権限等の事務移譲を受け、新たに町道として認定するものです。

●伊奈町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の改正及び

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の施行に伴い、改正をするものです。

●伊奈消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例「行政改革の一環として、費用弁償の額を改定するとともに埼玉県市町村総合事務組合の設立に伴い、改正をするものです。

●町道路線の認定について「大針字原649番1地先から大針字原669番1地先までを新たに町道として認定するものです。

●町道路線の廃止について「大針字原649番1地先から大針字原664番1地先及び大針字原651番1地先から大針字原650番地先までの町道を廃止するものです。

開発事務を町で行うことになりました

伊奈町の開発許可等の事務は、従来県で行ってきましたが、平成19年4月1日から町へ権限が移譲されました。

今後は開発行為に係る申請・許可等が伊奈町だけで完了します。また、手数料も町に直接支払っていただくようになります。

なお、建築確認に関する業務と一部の開発関連事務は、従来どおり県が行いますので、詳細については担当までお問い合わせください。

図 都市計画課都市計画係

～私たちの身近な公共下水道～ 公共下水道の使用開始区域が拡大されました

町では、綾瀬川をはじめとした周辺水環境の水質保全と、公衆衛生および住環境の向上を目的に、公共下水道の整備を進めています。

3月31日から公共下水道の使用開始区域が拡大されました。新たに下水道が使用できるようになった地域は、小室地内工業専用地区・小室地区・中部および北部区画整理事業地内の一部です。区域内にお住まいの方は早めに接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

公共下水道への接続を

公共下水道が使えるようになった区域のくみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造するよう法律で義務付けられています。また、し尿浄化槽をお使いの方についても、できるだけ早く浄化槽を廃止して公共下水道に接続することが必要となります。

公共下水道につながるには

公共下水道への接続工事は、必ず町が指定した「指定工事店」に依頼してください。なお、排水設備工事に伴う費用は個人負担になります。

詳しくはお問い合わせください。

図 都市整備課下水道施設係

県議会議員一般選挙

町議会議員一般選挙

4月8日(日)

期日前(不在者)投票

■投票期間

3月31日(土)～4月7日(土)

■投票場所

伊奈町役場 1 階

期日前(不在者)投票所

■投票時間

午前8時30分～午後8時

みんなそろって
投票しましょう

4月22日(日)

期日前(不在者)投票

■投票期間

4月18日(水)～4月21日(土)

■投票場所

伊奈町役場 1 階

期日前(不在者)投票所

■投票時間

午前8時30分～午後8時

● 当日投票時間 午前7時～午後8時 ●

埼玉県議会議員一般選挙が3月30日(金)に告示、4月8日(日)に投票が行われます。

また、伊奈町議会議員一般選挙が4月17日(火)に告示、4月22日(日)に投票が行われます。

あなたの貴重な一票を大切に、みんなそろって投票しましょう。

選挙に関するお問い合わせは 町選挙管理委員会 ☎721-2111

■投票場所

投票区	投票所	投票区域
第1投票区	あやめ会館	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第2投票区	南小学校体育館	栄中央区、栄北区
第3投票区	南中学校体育館	丸山区、下郷区(中島地域は除く)、大山区
第4投票区	小室小学校体育館	志久区、南本区、北本区(本町一、三丁目及び本上地域の一部を除く)
第5投票区	伊奈町役場	中央区、小貝戸区、北本区のうち本町一、三丁目及び本上地域の一部
第6投票区	柴中福祉センター	柴中荻区、若槻区
第7投票区	小針中学校体育館	大針区、細田山区
第8投票区	小針小学校体育館	羽貫区
第9投票区	光ヶ丘公民館	小針新宿区、光ヶ丘区
第10投票区	小針北小学校体育館	小針内宿区

■選挙公報

選挙公報を新聞折込で配布します。このほか町内ニューシャトルの駅や公共施設に備え置きますのでご利用ください。



「投票区域」は行政区名で表示しているため、お住まいの地域名とは異なる場合がありますので、入場券の「投票所名」をご確認のうえお越しください。
県議会議員一般選挙から、第9投票区を分離して第10投票区を新設したため、該当する区域の方は、特にご注意ください。